



申込締切  
10月2日  
(月)

# 第51回

# 兵庫・沖縄

# 秋期友愛キャンプ



## 参加者募集中!!



— 歴史を学び 未来を紡ぐ旅 —

旅行代金  
**40,000円**

※写真は令和3～4年度の秋期友愛キャンプで撮影したものです。

### 活動内容・募集要項

参加対象：兵庫県内に在住・

在勤・在学する18～40歳までの青年（最少催行人員5名）

## 旅行日程

11月3日(金・祝) >> 6日(月)

旅程表	プログラム	宿泊	旅行代金に含まれる食事		
11月3日(金・祝)	9:30 神戸空港集合 ✈️ 10:55 神戸空港発 → 那覇空港着 (SKY593便) ●開会式 ●沖縄空手会館 ●野外炊飯・星空観察	名護青少年の家 ※和室(4～10名1室) またはツイン(2名1室) またはフォース(4名1室)	—	—	夕
11月4日(土)	●もとぶ元気村 ●古宇利大橋 ● <small>なまじんじょう</small> 峯帰仁城跡 <small>1～3日までは貸切バスで移動します【バス会社名】(株) Umi Tourism</small>	ホテルアートステイ 那覇国際通り ※ツイン(2名1室)	朝	昼	夕
11月5日(日)	● <small>ほろはる</small> 南風原文化センター ●平和記念公園 ( <small>まぶら</small> 摩文仁の丘、島守の塔、のじぎくの塔、平和の丘、ひめゆりの塔、ひめゆり平和祈念資料館など)	ホテルアートステイ 那覇国際通り ※ツイン(2名1室)	朝	昼	夕
11月6日(月)	●班別自由行動 ✈️ 16:10 那覇空港 → 神戸空港着 (SKY596便)	—	朝	—	—

※事前研修10月28日(土)・事後研修11月12日(日)の両日に参加できる方に限ります。※応募多数の場合は兵庫県で実施する冬期キャンプ(2024年2月8日(木)～11日(日)予定)に参加できる方を優先に書類選考を行います。※参加決定連絡は10月12日(木)の予定です。◆旅行代金には兵庫・沖縄間往復航空運賃、沖縄での宿泊・移動、アクティビティ等の自然学習、沖縄の文化・平和学習、食事の費用が含まれています。◆男女別の相部屋になります。◆事前・事後研修は旅行契約上の行程には含まれておりません。◆添乗員は同行しませんが、(公財)兵庫県青少年本部のスタッフが同行します。

この事業は、一般財団法人敬愛まちづくり財団のご支援をいただいております。

### ◆研修についてのお問い合わせ◆

〈事業企画〉公益財団法人兵庫県青少年本部  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館8階

☎078-891-7410  
受付時間:平日 9:00～17:30

### ◆お申し込み・旅行代金支払いについてのお問い合わせ◆

〈旅行企画・実施〉観光庁長官登録旅行業第38号 (一社) 日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

旅行業公正取引協議会会員 **東武トップツアーズ株式会社神戸支店**

☎050-9001-9782

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックス・アセントビル3F

営業日・営業時間 平日 9:30～17:30 (土曜・日曜・祝日休業)

〔担当者〕長岡・松下 / 総合旅行業務取扱管理者 中村 悦治  
旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。西2-081



# なぜ、兵庫と沖縄？

## (兵庫・沖縄友愛運動の趣旨)

申込締切  
10月2日  
(月)



戦場の沖縄県知事 しまだあきら 島田叡さん

あなたは、故・島田叡沖縄県知事を知っていますか？

島田叡さんは明治34年（1901年）兵庫県神戸市に生まれ、昭和20年（1945年）1月、最後の官選知事として米軍上陸が間近に迫る沖縄県に赴任しました。

戦況が激しさを増す中で、沖縄県知事として献身的に県政を統率し、多くの県民の人命保護に尽力され、沖縄の「島守」として、今なお多くの人々に慕われ続けています。

そんな島田叡さんの存在は、戦後の兵庫・沖縄交流の原点となりました。

### 兵庫・沖縄友愛のあゆみ

兵庫と沖縄は古くから深い縁に結ばれています。明治中期、沖縄～本土航路の開設以来、神戸港は沖縄県民の受け入れに重要な役割を果たし、戦前・戦後を通じて多くの沖縄県人が兵庫県を第二の故郷として活躍しています。太平洋戦争の沖縄戦では、戦後最後の沖縄県知事の島田叡氏をはじめ、多くの兵庫県出身者が戦火に散りました。

このような背景の元、沖縄本土復帰宣言直前の昭和47年（1972年）1月に、兵庫県の青年たちの間から“沖縄の人々と心のふれあいを深め、お互いに励まし合おう”という願いが生まれ、全県的な友愛運動に発展し、同年11月の両県の友愛提携に至りました。友愛運動は、「兵庫・沖縄友愛スポーツセンター」建設のための募金活動をはじめとして、青少年活動、文化・スポーツ・産業等の多彩な交流につながり、中でも両県青年による夏の沖縄、冬の兵庫の友愛キャンプは、51年にわたり続けられ、4,700名以上の両県青年が友愛の絆を深めています。

あなたもぜひ、その一人になりませんか？

## 第51回兵庫・沖縄秋期友愛キャンプ 申し込み方法

### WEBで申込み ▶ <https://onl.la/jka1KGs>

申込みはこちら

事業の詳細はこちら



- ※お申込書は会員資格確認のため（公財）兵庫県青少年本部事務局にて受付後、東武トップツアーズ(株)へ取り次ぎます。
- ※研修中に撮影した画像やご提出いただいた感想文は匿名でHP等に掲載させていただく場合がありますので、ご了承のうえお申し込みください。
- ※冬期友愛キャンプ：2024年2月8日～11日に兵庫県内で両県青年による交流会、雪の体験、三木市での防災学習、神戸市内の施設見学などを予定しています。

【参考】第51回兵庫・沖縄友愛キャンプ（予定）

日程 令和6年2月8日（木）～11日（日）3泊4日

場所 兵庫県立兎和野高原野外教育センター、神戸市内、他



秋期友愛キャンプで交流した沖縄県の青年が雪シーズンの兵庫県にやってくるよ！  
再会を楽しもう♪



#### 【個人情報の取扱について】

※個人情報の取扱いについて：旅行申し込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます

### 参加者の声



20代社会人

社会人になると限られた人間関係のみになっていたのが、友愛キャンプは色々な人と交流する良い機会となりました。気さくな方ばかりで話しかけやすかったです。



20代学生

平和体験学習では、人々の思いを感じ、自分がどのような気持ちを感じたかを大切に学習しました。4日を通して、とても良いかけがえのない経験となりました。

旅行条件（要約） 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます

この旅行は、東武トップツアーズ株式会社 神戸支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面（クーポン類または最終日程表）ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。1. お申し込み方法・条件と旅行契約の成立 (1) 当社の定める方法によりお申し込みください。下記の旅行代金は指定の方法により当社の定める日までにお支払ください。(2) お申込みの時点では旅行契約は成立していません。旅行契約は、当社が締結を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。(3) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。2. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの 旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代等およびその消費税等諸税相当額が含まれています。これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。行程に含まれない交通費、飲食費等ならびに個人的性質の諸費用は含まれていません。3. 旅行契約の解除 (1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に旅行契約を解除する旨をお申し出いただいた日とします。(2) お客様のご都合で既にお申込みのコースや出発日を取消され、新たに別のコースや出発日をお申込みになる場合、また、お申込人数から一部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお1人様につき上記の取消料の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%